

女性活躍推進法に基づく情報公表

社会福祉法人そうび会では、すべての職員が性別に関わらず能力を発揮し、安心して長く働くことができる職場づくりを推進しています。

女性活躍推進法に基づき、以下の情報を公表します。

公 表 日 令和 8 年 4 月 1 日

対象期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

公表項目	内容
労働者に占める女性労働者の割合	77.5%
女性管理職比率	37.5%
男女間賃金差異(全労働者)	81.2%
男女間賃金差異(正規雇用労働者)	98.6%
男女間賃金差異(非正規雇用労働者)	96.9%

男女間賃金差異について

※男性の賃金を 100 とした場合の女性の賃金割合を示しています。

※賃金差異は、役職構成、勤続年数、雇用区分などの要因を含むものであり、同一の役職・職務における男女の賃金差を示すものではありません。

社会福祉法人そうび会の取組

社会福祉法人そうび会では、性別に関係なく、一人ひとりの能力や意欲を尊重した人材育成を行っています。

- 新入職員へのチューター制度
- 定期的な研修・面談の実施
- 管理職への積極的な登用
- 育児・介護と仕事の両立支援
- 多様な働き方への配慮

今後も、誰もが働きやすく、成長できる職場環境づくりに取り組んでまいります。